事務連絡

令和２年８月２７日

　各障害福祉サービス事業所・施設等管理者　様

香川県健康福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)について（補足説明）

日頃から本県の障害福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

国の令和２年度第二次補正予算にて成立した標記の事業につきまして、令和２年７月27日付け事務連絡（別添）にて周知したところですが、交付申請書の記載方法について、質問や不備が多かったものについて、下記のとおり改めてお知らせいたします。

記

（様式１）事業所・施設別申請額一覧　関係

○関数を入力しており、個票に入力したデータが自動転記されます。申請時のエラー要因となるため、関数を消去して手入力することのないようお願いいたします。

（様式２）個票　関係

○口座情報の「国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する」欄

　及び「国保連に登録されている口座は債権譲渡されていない」欄について、両方にチェックを入れてください。

○関数が入力されている欄については、自動で数値が入力されます。特に申請額の欄については、千円単位が切り捨てられるよう設定しておりますので、「既申請分」欄などに千円未満の数値（小数点以下）を入力しないようお願いします。

○基準第２条第17号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）でない場合は、指定サービスごとに申請が可能です。（例：居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合、「2-1.感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業」は居宅介護で115千円、重度訪問介護で188千円まで申請が可能）

　多機能型事業所の場合は、いずれかのサービス（≒最も上限額の高いサービス）での申請となりますが、多機能型の定義（※）に含まれないサービスについては、別途申請が可能です。

○「2-1.感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業」で衛生用品（マスクや消毒液など）を申請する場合、科目は需用費とし、「用途・品目・数量」欄に見込の数量や金額を記載するようにしてください。

　　（記載例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 所要額（円） | 用途・品目・数量等 |
| 需用費 | 100,000 | マスク1,000枚（50,000円）、消毒液30L（50,000円） |

○「2-1.感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業」で自動車の購入やリース、システムの導入など、一見して感染症対策かどうか判断できない経費を申請する場合は、「用途・品目・数量」欄に用途を記載するようにしてください。

　（記載例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 所要額（円） | 用途・品目・数量等 |
| 備品購入費 | 500,000 | 自動車１台  利用者の送迎を１名ずつに分けるため、追加取得 |
| 使用料及び賃借料 | 200,000 | テレビ会議システム及びタブレット（リース５台）  月１のミーティングを遠隔により行うために導入 |

○「4．在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業」は、事業所におけるサービスの休止や利用者による利用の休止の有無にかかわらず、入所・居住系のサービス及び地域定着支援を除き、申請が可能です。

　また、多機能型事業所でない場合は指定サービスごとに申請が可能であり、多機能型事業所の場合であっても、多機能型の定義（※）に含まれないサービスについては、別途申請が可能です。

○同一の品目（自動車等）について、両方の目的に適合していれば、「2-1.感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業」と「4．在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への助成事業」とに金額を分けて申請することが可能です。

　また、複数サービスの指定を受けている場合（多機能型を除く）、複数のサービスで利用する目的であれば、サービスごとに金額を分けて申請することも可能です。

（様式３）障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）　関係

○職員等から慰労金代理受領委任状（県ＨＰに掲載）を受理の上、「委任状の有無」欄は「あり」、「他法人での慰労金の申請の有無」欄は「なし」を選択してください。

（※）多機能型の定義

第77条に規定する指定生活介護の事業、第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第174条に規定する指定就労移行支援の事業、第185条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第198条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。